

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 六月 二十五 日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しおはたファミリークリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号monak a三階	令和六年七月十一日
とりよう腎・泌尿器科クリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号monak a三階	令和六年七月十一日
あべ脳神経内科・物忘れクリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号monak a三階	令和六年七月十一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 六月 二十五日

東北厚生局長

鯨井佳則

名称	所在地	指定年月日
盛岡デンタルケアクリニック	盛岡市菜園一丁目六番一三号	令和六年七月一日
医療法人 a-live 盛岡 LARA 矯正歯科・こども歯科	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号 monak a 三階	令和六年七月十一日
北上しらゆりデンタルクリニック	北上市町分一八地割一一九番二	令和六年七月一日
ななデンタルクリニック	一関市大東町摺沢字沼田一七番地一二	令和六年七月四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 六年 六月 二十五日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
どんぐり薬局さかな町	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号monak a二階	令和六年七月十一日
アヤマ薬局	盛岡市本町通三丁目一九番三一号	令和六年七月一日
ウエルシア薬局一関末広店	一関市末広一丁目八番一八号	令和六年七月一日

